

## 合理的配慮について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、障害のある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」を提供することを求めています。



### 「合理的配慮」の提供

「合理的配慮」とは、国・都道府県・市町村などの役所や、会社や商店などの事業者が、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

重すぎる負担があるときでも、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

#### 〈具体例〉

- ・車いす利用者のために段差がある場合に補助をしたり、高い所に陳列された商品を取って渡す
- ・筆談、読み上げ、手話、分かりやすい表現を使った説明など意思疎通の配慮を行う
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う



#### ☑チェック

事業者の皆さんは、法律の趣旨を踏まえ、「合理的配慮」の提供に積極的に取り組んでいただくようお願いします。これまで、民間事業者による「合理的配慮」の提供は、努力義務とされていましたが、法改正により、義務化されることとなります。

※改正法は、公布日（令和3年6月4日）から3年以内に施行

#### 〈障害者差別解消法に関する相談窓口〉

- 県障害福祉課 電話 073-441-2530 FAX 073-432-5567  
メール [e0404001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0404001@pref.wakayama.lg.jp)
- 各市町村でも相談を受け付けています。

内容についての問い合わせは県人権施策推進課まで  
電話 073-441-2566 FAX 073-433-4540  
メール [e0215001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0215001@pref.wakayama.lg.jp)

